

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
京都大宮御所御殿棟耐震補強工事に伴う監理業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年5月23日	一般財団法人建築研究協会 京都市左京区田中関田町4-3	当該者が平成25年度に完了した、京都大宮御所御殿棟耐震補強工事に伴う実施設計業務の内容を踏まえて実施するものであるため。 (会計法第29条の3第4項)	1,499,040	1,495,800	99.8%	-				
埼玉鴨場小土手改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月4日	株式会社庭研 埼玉県川口市南前川1-12-22	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	7,425,000	7,344,000	98.9%	-				
秋篠宮邸各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月4日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	秋篠宮邸の改修に当たっては、工事箇所と既存部分との意匠の整合性ととともに、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、確実に完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、秋篠宮邸において、過去に大規模改修工事や増築工事を実施していることから、秋篠宮邸の施設や今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	8,831,160	8,802,000	99.7%	-				
高円宮邸屋根修繕ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月6日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	高円宮邸の改修に当たっては、工事箇所と既存部分との意匠の整合性ととともに、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、確実に完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、高円宮邸において、過去に大規模改修工事や増築工事を実施していることから、高円宮邸の施設や今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	4,075,920	4,071,600	99.9%	-				
故宣仁親王喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月13日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、宣仁親王殿下の薨去に伴い、葬場周囲の道路整備を行う工事であり、緊急に施工しなければならないため。 (会計法第29条の3第4項)	7,909,920	7,884,000	99.7%	-				
故宣仁親王喪儀墓所の儀につき墓所設備布設に伴う敷地造成ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月13日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、宣仁親王殿下の薨去に伴い、墓所施設設置に伴う敷地造成等を行う工事であり、緊急に施工しなければならないため。 (会計法第29条の3第4項)	5,082,480	5,076,000	99.9%	-				
故宣仁親王墓宮建第1回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月13日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、宣仁親王殿下の薨去に伴い、御墓の宮建工事を行うものであり、緊急に施工しなければならないため。 (会計法第29条の3第4項)	13,424,400	13,392,000	99.8%	-				

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
那須御用邸園地管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月19日	株式会社本田工務店 栃木県那須郡那須町大字湯本204	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	11,664,000	-	-				
御所空調機整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月19日	新晃工業株式会社東京支社 東京都中央区日本橋浜町2丁目57番7号	本工事は、新晃工業株式会社が製造した、御所室内の温度・湿度を調整している空調機の送風にかかる中心的な部分の一部品を取替え、大部分を再使用する工事であるため、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ、製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する製造者による施工が必須であるため。 (会計法第29条の3第4項)	5,395,680	5,292,000	98.1%	-				
応神天皇陵堆積土しゅんせつ計画に伴う測量調査設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年6月24日	株式会社エイコー技術コンサルタント 福井県敦賀市中央町2丁目11番36号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	4,525,200	4,428,000	97.9%	-				
宮殿長和殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年6月26日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	清水建設株式会社は、本工事の対象範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,674,080	2,646,000	98.9%	-				
宮内庁庁舎蒸気ボイラー整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年7月24日	株式会社ヒラカワ東日本支店 東京都江東区富岡2丁目2番11号	本工事は、株式会社ヒラカワが製造した、宮殿及び宮内庁庁舎の空調設備における熱源機器の中心的な部分の一部品を取替え、大部分を再使用する工事であるため、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ、製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する製造者による施工が必須であるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,913,840	2,894,400	99.3%	-				
嵯峨天皇陵災害復旧に伴う参道整備工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年8月1日	マズダ株式会社 京都市右京区嵯峨新宮町39番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	101,541,600	101,520,000	99.98%	-				
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年8月8日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	15,940,800	15,930,000	99.9%	-				

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
東宮御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年8月8日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	本工事は御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	5,236,920	5,205,600	99.4%	-				
宇智陵ほか見張所改修工事	分任支出負担行為担当官代理 宮内庁京都事務所次長 川島 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年8月8日	株式会社山田工務店 奈良県宇陀市室生上笠間462-1	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	3,991,680	3,985,200	99.8%	-				
宮殿加圧給水設備整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年8月12日	株式会社荏原製作所東京支社 東京都大田区羽田旭町11番1号	本工事は、宮殿加圧給水設備の一部の部品を取り替え、大部分を再使用する修理工事である。 この機器は、機器製造メーカー固有の技術により制御盤、加圧給水ポンプ及び周辺装置等がひとつのシステムとして製作されており、修理工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須であるため。 (会計法第29条の3第4項)	4,661,280	4,060,800	87.1%	-				
桂離宮広葉樹手入れ工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年8月21日	株式会社中山造園 京都市右京区太秦一ノ井町32番地51	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	3,024,000	-	-				
宮殿エレベーター(N.o. 1~7)ほか整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年8月22日	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地	本工事で整備する機器は、機器製造メーカー固有の技術により製造されており、修理工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須であるため。 (会計法第29条の3第4項)	3,729,240	3,456,000	92.7%	-				
京都御所障壁画修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年9月8日	株式会社松村泰山堂 京都市北区小山西大野町51番地3	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	2,991,600	-	-				
京都大宮御所杉戸絵他修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年9月8日	一般社団法人天野山文化遺産研究所 大阪府河内長野市天野町997番地	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,397,680	-	-				

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
泉山陵墓地斜面崩壊復旧工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年9月17日	株式会社星山建設 京都市南区吉祥院中河原里北町48-2	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	6,498,360	6,480,000	99.7%	—				
景行天皇陵外境護岸その他整備計画に伴う予備設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年9月17日	五洋設計株式会社 奈良市大宮町六丁目3番7号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	1,879,200	1,836,000	97.7%	—				
武蔵陵墓地北側水路護岸ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年9月25日	株式会社東緑化 東京都八王子市大目町1077-6	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	38,556,000	38,340,000	99.4%	—				
赤坂御用地丸山通り道路修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年10月15日	日本道路株式会社東京支店 東京都文京区目白台2丁目6番14号	本工事は、園遊会開催にあたり緊急に施工する必要があるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,946,240	2,916,000	99%	—				
正倉院大池護岸整備工事に伴う詳細設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年10月15日	株式会社北斗エス・イー・シー 三重県津市一身田上津部田3016番地サンマンションアーツ山の二手番館303号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	3,466,800	3,456,000	99.7%	—				
薬部庁舎ほか吸収冷温水機整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年10月24日	テクノ矢崎株式会社 東京都品川区南品川二丁目2番10号	本工事は、施設内主要箇所の温度調整を行う当該機器の内部洗浄や一部の部品を取り替え、大部分を再使用する部分整備工事である。 この機器は、機器製造メーカー固有の技術により製造されており、整備工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須であるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,643,840	2,624,400	99.3%	—				
宮内庁病院直流電源装置改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年11月5日	株式会社G.Sユアサ東京支社 東京都港区芝公園1-7-13	本工事は、宮内庁病院に設置されている直流電源装置の整流器制御装置基板、動作部品や蓄電池などの部品を取り替える工事である。 当該機器は、宮内庁病院に必要な非常用電気負荷にあわせ、受注生産されたものであり、また、当該機器を運転制御するための整流器制御装置基板(動作を司る部品)や動作部品、蓄電池などは機器製造メーカー固有の技術により製造され、整備工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須であるため。 (会計法第29条の3第4項)	4,065,120	4,017,600	98.8%	—				

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
伏見櫓屋根等修繕第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年11月7日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	本工事は、伏見櫓屋根等修繕工事からの継続工事であり、現在施工中の者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第29条の3第4項)	13,564,800	13,564,800	100%	-				
常陸宮邸階段昇降機設置工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年11月20日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	施行場所は宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり、御生活や行事に合わせて工事中断等の制約を受けながら工事を行うことが必要であるとともに、既存部分との意匠の整合性や、既存構造体に堅固に一体化させることが必要な工事である。 清水建設株式会社は、常陸宮邸において、新築・改修工事を施工した実績を有し、本工事に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施行を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	3,315,600	3,294,000	99.3%	-				
宮殿表御座所保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年11月27日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	株式会社大林組は、本工事の対象範囲において、宮殿造営時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	3,877,200	2,700,000	69.6%	-				
故宣仁親王墓宮建第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年11月27日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、宣仁親王殿下の薨去(平成26年6月8日)に伴い、御墓を整備する故宣仁親王墓宮建第1回工事からの継続的工事であり、現在施工中の者以外の者に施工させることが不利であるため。 (会計法第29条の3第4項)	10,378,800	10,368,000	99.9%	-				
宍神天皇陵飛地ほ号墳塋護岸整備計画に伴う予備設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年12月1日	第一設計監理株式会社 滋賀県湖南市中央1丁目6番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	2,019,600	1,944,000	96.3%	-				
天智天皇陵水路整備計画に伴う詳細設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年12月12日	株式会社北斗エス・イー・シー 三重県津市一身田上津部田3016番地サンマンションアーツ山の手二番館303号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	1,144,800	1,101,600	96.2%	-				
赤坂御用地第215号建物改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年12月16日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	15,660,000	15,660,000	100%	-				

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿回廊保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年12月18日	大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	大成建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項)	3,477,600	3,348,000	96.3%	-				
豊島岡墓地北側外構塀改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成27年1月9日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、豊島岡墓地北側敷地境界にて、区道拡幅のため境界塀を現位置より後退し、既存鉄筋コンクリート組立塀からアルミフェンスに変更する工事の一部である。 当該区道は、近隣住民の主要な生活道路で多くの人が通行、さらに地元小学校の通学路となっていることから、外構塀の倒壊によるケガの危険性も懸念され、また、震災時に外構塀が倒壊した場合、緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれもある。 同工事全体の一般競争入札を平成26年9月30日に実施したが不落となり、同11月12日に指名競争入札を実施するも再び不落となってしまった。 同工事全体のうち、緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げを解消することに寄与する道幅の拡幅を予定している部分については、すでに近隣住民に対し今年度内に施工する旨を説明済であることから、当該部分だけでも平成26年度内に施工を完了しないと近隣住民との信頼関係が崩れてしまうことにもなりかねず、緊急に施工しなければならないため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	26,460,000	-	-				
京都御所ほかまつ高木手入工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成27年1月28日	花豊造園株式会社 京都市下京区大宮通五条下る二丁目堀之上町518番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	8,629,200	8,532,000	98.9%	-				
皇居内外灯整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成27年3月24日	日本電設工業株式会社営業統括本部 東京都台東区池之端1-2-11	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	116,640,000	116,640,000	100%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。